

水質検査定期項目

項目	No.	項 目	基準値 (mg/l以下)	原水	浄水
健康に関する項目	1	一般細菌	100個	★	●
	2	大腸菌	検出されないこと	★	●
	3	カドミウム及びその化合物	0.003	★	④ 注1)
	4	水銀及びその化合物	0.0005	★	④ 注1)
	5	セレン及びその化合物	0.01	★	④ 注1)
	6	鉛及びその化合物	0.01	★	④ 注2)
	7	ヒ素及びその化合物	0.01	★	④ 注1)
	8	六価クロム化合物	0.02	★	④ 注2)
	9	亜硝酸態窒素	0.04	★	④
	10	シアン及び塩化イオン	0.01	★	4
	11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	★	④
	12	フッ素及びその化合物	0.8	★	④ 注1)
	13	ホウ素及びその化合物	1	★	④ 注1)
	14	四塩化炭素	0.002	★	④ 注3)
	15	1,4-ジオキサン	0.05	★	④ 注3)
	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス	0.04	★	④ 注3)
	17	ジクロロメタン	0.02	★	④ 注3)
	18	テトラクロロエチレン	0.01	★	④ 注3)
	19	トリクロロエチレン	0.01	★	④ 注3)
	20	ベンゼン	0.01	★	④ 注3)
	21	塩素酸	0.6		4
	22	クロロ酢酸	0.02		4
	23	クロロホルム	0.06		4
	24	ジクロロ酢酸	0.03		4
	25	ジブromクロロメタン	0.1		4
	26	臭素酸	0.01		4 注5)
	27	総トリハロメタン	0.1		4
	28	トリクロロ酢酸	0.03		4
	29	ブromジクロロメタン	0.03		4
	30	ブromホルム	0.09		4
	31	ホルムアルデヒド	0.08		4
性状に関する項目	32	亜鉛及びその化合物	1.0	★	④ 注2)
	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	★	④ 注2)
	34	鉄及びその化合物	0.3	★	④ 注2)
	35	銅及びその化合物	1.0	★	④ 注2)
	36	ナトリウム及びその化合物	200	★	④ 注1)
	37	マンガン及びその化合物	0.05	★	④ 注1)
	38	塩化物イオン	200	★	● 注6)
	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	★	④ 注1)
	40	蒸発残留物	500	★	④ 注1)
	41	陰イオン界面活性剤	0.2	★	④ 注1)
	42	ジェオスミン	0.00001	★	○ 注4)
	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	★	○ 注4)
	44	非イオン界活性剤	0.02	★	④ 注1)
	45	フェノール類	0.005	★	④ 注1)
	46	有機物(TOC)	3	★	● 注6)
	47	PH値	5.8以上～8.6以下	★	● 注6)
	48	味	異常でないこと	★	● 注6)
	49	臭気	異常でないこと	★	● 注6)
	50	色度	5度以下	★	● 注6)
	51	濁度	2度以下	★	● 注6)
毎日検査		色			■
		濁り			■
		残留塩素	(0.1mg/l以下)		■

■ 毎日検査項目 (3項目)

★ 1年に1回以上 (40項目)

● 毎月検査項目 (9項目)

4 3ヶ月に1回以上(省略不可) (12項目)

④ 3ヶ月に1回以上
原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合であり、かつ過去3年間基準値の1/5以下の場合は、1年に1回以上まで省略可。原水の水質が
る場合であり、かつ過去3年間基準値の1/10以下の場合は3年に1回以上まで省略可

○ 藻類等の発生時期に併せて1ヶ月に1回以上

注1) 過去の基準値1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明かな場合、3年に1回以上まで省略可

注2) 過去の基準値の1/2を超えたことがなくかつ、原水並びに水源及びその周辺の状況並びに薬品・資機材等の使用状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可

注3) 過去の基準値1/2をこえたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明かな場合、3年に1回以上まで省略可

注4) 過去の基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(水が停滞しやすい水域を水源とする場合は藻類の発生状況を含む)を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、3年に1回以上まで省略可

注5) 消毒に次亜塩素酸を使用していない場合又は浄水処理にオゾンを使用していない場合は、④

注6) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、3ヶ月に1回以上まで省略可